



千葉労働局発表
令和元年 10 月 28 日

【照会先】
千葉労働局雇用環境・均等室
室長 吉 永 佳 代
雇用環境改善・均等推進監理官
工 藤 仁 美
電話 043-306-1860

報道関係者 各位

千葉県における働き方改革の推進に向けて 『「しわ寄せ」の防止について（提言）』を採択します ～ちばの魅力ある職場づくり公労使会議～

千葉労働局（局長 友藤智朗）は、県内の働き方改革を推進するため、主要な労使団体や金融機関、千葉県等で構成する「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」（※１）を設置しています。

今年度は、森田健作千葉県知事にもご出席いただき下記のとおり会議を開催します。

本会議では、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」の防止（※２）について発信し、県内のすべての企業が時間外労働の上限規制を順守できる環境の整備に取り組んでまいります。

令和元年度第２回ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

- １ 日 時 令和元年 11 月 1 日（金）13 時 10 分～13 時 40 分
14 時から『ちば「働き方改革」公労使シンポジウム』を開催
- ２ 場 所 京成ホテルミラマーレ 8 階（オーキッド）
千葉市中央区本千葉町 15-1
- ３ 内 容 「しわ寄せ」の防止について（提言）の採択 他
☆取材希望の方は、上記担当者までお知らせください。

【添付資料】

- ① 事業主の皆様へ 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！
- ② 11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です
- ③ ちば「働き方改革」公労使シンポジウム開催のご案内

※１「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、関係者が連携して取り組むことを目的として設置。

<参画機関(団体)>

千葉県	(一社)千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会	(株)千葉銀行
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会	千葉信用金庫
千葉県市長会	(一社)千葉県商工会議所連合会	(公財)千葉県産業振興センター(よろず支援拠点)	
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	(独)千葉産業保健総合支援センター	
関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉働き方改革推進支援センター	
千葉労働局			

※２ しわ寄せ防止とは

大企業や親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小企業事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附随作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小企業者の働き方改革の妨げとならないよう防止すること。

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

（事業主等の責務）

第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

3 （略）

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

（1）～（3）（略）

（4）事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議**すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



ちば「働き方改革」公労使シンポジウム

11月1日（金）開催のご案内

千葉県では、国、労使団体及び金融機関と連携し、「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を通じて、オール千葉で「働き方改革」に取り組んでいます。このたび開催するシンポジウムでは、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ推進の第一人者である白河桃子氏による基調講演のほか、県内企業による働き方改革の事例発表及びパネルディスカッションなどを実施します。

参加は無料です。どなたでも御参加いただけますので、お気軽にお申込みください。

プログラム

14:00～14:10 主催者 挨拶ほか

14:10～15:10 基調講演「すすんでいますか？ 働き方改革で魅力的な企業に」

講演者：白河 桃子 氏（相模女子大学 客員教授、昭和女子大学 客員教授）

15:20～16:20 事例発表 & パネルディスカッション

事例発表 & パネリスト企業

・株式会社弘報社（千葉市）『治療と仕事の両立（テレワーク）』

・五十嵐工業株式会社（千葉市）『社員が働きやすい環境づくり』

コーディネーター：石倉 雅恵 氏

（京葉中小企業労務協会会長・特定社会保険労務士・千葉県働き方改革アドバイザー）

16:20～16:40 中小企業に関する労働時間法制の見直しについて（千葉労働局）



基調講演者：白河 桃子 氏（しらかわ とうこ）

慶応義塾大学文学部卒業後、住友商事などを経て執筆活動に入る。2008年中央大学教授山田昌弘氏と『婚活』時代』を上梓、婚活ブームの火付け役に。少子化、働き方改革、女性活躍、ジェンダー、ワーク・ライフ・バランス、自律的キャリア形成、SDGsとダイバーシティ経営などをテーマに活動する。内閣官房「働き方改革実現会議」有識者議員、内閣官房第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」有識者委員、内閣府「男女共同参画会議専門調査会」専門委員などを務める。

著書に『ハラスメントの境界線 セクハラ・パワハラに戸惑う男たち』（中公新書ラクレ）、『御社の働き方改革、ここが間違ってます！ 残業削減で伸びるすてい会社』（PHP新書）、『「逃げ恥」にみる結婚の経済学』（是枝俊吾氏と共著、毎日新聞出版）などがある。

シンポジウム詳細

開催日：11月1日（金）

開催時間：14:00 - 16:40（13:00 受付開始）

参加費：無料

定員：200名

※定員となり次第締め切りますのでご了承ください。

開催場所：京成ホテルミラマーレ 6階 ローズルーム

千葉市中央区本千葉町15-1

● 京成線「千葉中央」駅直結

● JR「千葉」駅より徒歩8分

主催：ちばの魅力ある職場づくり公労使会議、
千葉労働局、千葉県



裏面をご参照の上、E-mailまたはFAXでお申込みください。

11/1（金）ちば「働き方改革」公労使シンポジウム

参加お申込み用紙

※ご来場には事前のお申込みが必要です

貴社名 (個人参加の方は不要)			
ご住所 (所在地) ※市町村名まで		電話番号	
① 申込者氏名		② 申込者氏名	
メールアドレス	※お申込み後、確認メールを送らせていただきますのでお手数ですがアドレスは必ずご記入ください。(未記入の場合、電話で確認をさせていただきます)		
備考			

※当日に車椅子の使用を希望する、手話通訳や要約筆記を必要とするなど、セミナー参加に際して要望のある場合は、10月18日までにお申し出ください。

E-mail

①貴社名（個人参加の方は不要） ②ご住所 ③電話番号 ④申込者氏名（参加者全員）
⑤メールアドレス をすべてご記入の上、下記に送信してください。

E-mail送信先：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

FAX

参加お申込み用紙に必要事項をご記入の上、下記に送信してください。

F A X送信先：043-238-9870

＜個人情報の取扱いについて＞ 株式会社パソナ(以下、「当社」といいます)は、当社が千葉県から受託した「平成31年度働き方改革推進事業」(以下、「本事業」といいます)に伴い取得する個人情報を以下の通り取り扱います。

- 利用目的について
ご提供いただいた個人情報は、本事業に係るイベント・セミナーの申込み受付、本事業への参加促進のための連絡、本事業に係る保険手続きその他の管理、本事業に関連する当社事業に関する資料の送付提供、お寄せいただいたお問合せ、お申込み・ご意見などの受付・回答・管理、当社及び千葉県その他の自治体が開催するイベント・セミナーのご案内、統計データの作成、ホームページFacebook等のソーシャルメディアなど人の写真の掲載等のために利用します。
- 共同利用について
ご提供いただいた個人情報は、当社の管理責任のもと千葉県と共同利用いたします。共同利用する項目：参加申込書に記載の個人情報 共同して利用する者の範囲：千葉県共同して利用する者の利用目的及び予め許可を得たうえで行う写真の撮影の目的：本事業の実施・運営、ホームページ、Facebook等のソーシャルメディアなど人の写真の掲載
取得方法：参加お申込み用紙、イベント・セミナー時の会場内での撮影
なお、ご提供いただいた個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供することはありません。
- 外部委託について：当社が定める個人情報保護体制の水準を満たす委託先に個人情報を委託する場合があります。
- 個人情報の任意性について：個人情報を提供いただくことは任意によるもので、何ら強制するものではありません。ただし、個人情報を提供いただけない場合には、利用目的に記載された事項をご利用できないことをご了承ください
- 個人情報の開示、訂正、削除について
個人情報保護法に基づく、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）について当社は、下記の相談、苦情窓口が対応いたします。
開示等のご依頼に際しては、ご本人確認とご請求内容等が必要になりますので、当社所定の必要書類にご記入のうえお申し出いただけます。また、次のいずれかに該当する場合には、開示等の対象になりません。
* 法令又は当社の諸規則に違反する行為の調査に関わる情報 * 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合 * 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合 * 他の法令に違反することとなる場合
- 個人情報のお問合せ窓口：相談、苦情については、当社パソナ パブリック事業部長宛てに文書でお申し出下さい。
株式会社パソナ パブリック本部 パブリック事業部 東京都千代田区大手町2-6-2（〒100-8228） 電話番号：03-6734-1302
個人情報保護管理者 株式会社パソナ 取締役常務執行役員 E-MAIL：privacy@pasona.co.jp

お問合せ

千葉県「働き方改革」推進事業 事務局（株式会社パソナ 内）

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番地 センシティビル11階

TEL：043-238-9865 FAX：043-238-9870